

令和7年度事業計画

自 令和7年4月 1日

至 令和8年3月31日

はじめに

昨年度までの3年間は、新型コロナウイルス流行時に積み増した準備金を活用して、著名な講師を招聘する等、講演会・セミナーの充実を図って参りました。今年度からは、準備金活用のない巡航速度での活動となりますが、引き続き講演会・セミナーの充実を図るとともに、租税教育や地域のお祭りへの参加といった社会貢献活動や会員間の親睦事業等で、会員の皆さまに寄り添った事業活動および会員サービスを実施して参りたいと存じますのでよろしくお願いいたします。

法人会の理念

「法人会は、税のオピニオンリーダーとして、企業の発展を支援し、地域の振興に寄与し国と社会の繁栄に貢献する経営者の団体である」

行動規範

(税のオピニオンリーダーとしての責務)

- ① 法人会は、税に対する第一人者として、租税の理解に努めます。
- ② 法人会は、企業とりわけ中小企業の立場から望ましい税制・財政のあり方について調査研究を行い、提言します。
- ③ 法人会は、税に関する研修会等を通じ、納税意識の高揚と税知識の普及啓蒙を図ります。

(企業の発展を支援するものとしての責務)

- ④ 法人会は、研修活動・情報提供を通じて、企業の健全な発展を支援します。
- ⑤ 法人会は、会員相互の交流・情報交換を促進して、企業価値の向上を支援します。
- ⑥ 法人会は、税制提言等の活動を通じて、企業の事業継続を支援します。

(地域の振興に寄与するものとしての責務)

- ⑦ 法人会は、社会貢献活動を通じて、地域の振興に寄与します。
- ⑧ 法人会は、地域の未来を担う人材の育成を支援します。
- ⑨ 法人会は、税制提言等の活動を通じて、地域の人々が安心して暮らせる社会づくりに貢献します。

(法人会会員としての責務)

- ⑩ 法人会会員は、税や経営の研修、地域企業との交流を通じて自己研鑽を図り、企業価値の向上に努めます。

- ⑪ 法人会会員は、企業経営者としての責務を自覚し、納税面や雇用面で国や地域に貢献できるよう努めます。
- ⑫ 法人会会員は、地域社会の一員としての自覚を持ち、社会貢献活動等法人会の活動に積極的に参画します。

(法人会役員としての責務)

- ⑬ 法人会役員は、公益活動を担う団体の役員としての誇りと自覚を持ち、会員から信頼されるよう行動します。
- ⑭ 法人会役員は、自らの職務を充分理解し、地域や会員企業に貢献できるよう事業運営に努めます。
- ⑮ 法人会役員は、法人会や地域の活性・発展のために先導的役割を果たすとともに、次代を担う人材の育成・登用に努めます。

(法人会事務局職員としての責務)

- ⑯ 法人会事務局職員は、公益活動を担う団体の事務局としての責務を認識し、誇りと自覚を持って良識ある行動をとることに努めます。
- ⑰ 法人会事務局職員は、役員を支える意識を常に持ち、役員から信頼される人材となるよう絶えず自己研鑽に努めます。
- ⑱ 法人会事務局職員は、会員の声に充分耳を傾け、会員から信頼される事務局の運営に努めます。

以上、法人会の理念・行動規範に基づき、公益目的事業をはじめとする諸事業について、下記の6項目の基本方針に沿って、具体的な事業計画を策定しました。

基本方針

1. 税務行政への協力

税務当局との連絡協調を保ち、あらゆる機会を通じて納税者と税務当局の間の相互理解の醸成に努め、また、広く税務知識の普及を通じて納税道義の高揚を図り、円滑な税務行政に寄与します。また、「添付書類も含めた」e-Taxの普及やキャッシュレス納付利用拡大の普及に努めます。

2. 租税負担の合理化

中小企業の税負担の軽減と合理・簡素化及び適正公正な税制確立のため、会員の要望意見を集め、税制の研究に努め、税制改正要望を行ないます。

3. 経営・経理及び申告記帳知識等の普及並びに税務コンプライアンスの向上

企業経営の健全化並びにその発展向上に資するため、経営、経理、人事労務及び税制に関する講習会、研修会を積極的行なうとともに、誠実な記帳と適正な申告の普及と指導に努めます。また、企業の税務コンプライアンス向上のため「自主点検チェックシート」活用を推奨します。

4. 公益と社会貢献

公益法人制度改革の要請する要件を充たし、民間が担う公共の目的を果たすべく、社会貢献活動を通じて、地域の振興に寄与し、そして地域の未来を担う人材の育成に、積極的に取り組みます。

5. 会務運営の円滑化

法人会事業の充実と親睦研修事業等の魅力ある事業の展開を通じて、会員相互の交流を深め、会務運営の円滑化を図ります。

6. 会員増強と福利厚生制度の推進

新規会員の初年度会費免除キャンペーンや新規会員紹介者への報奨金制度も活用し、継続的な会員増強を図るとともに、会員本人・家族を守る福利厚生制度の推進に取り組むことで、法人会の財政基盤である会費収入と福利厚生制度手数料の安定化を図ります。

I 税を巡る諸環境の整備改善等を図るための事業(公益目的事業 1)

1. 税知識の普及を目的とする事業

(1) 新設法人説明会

目的 新たに設立された法人に対し、必要な諸届などの手続をはじめ、事業の開始に際して法人税法上の留意点等について理解を促すことを目的として実施します。

対象 朝霞税務署管内に新たに設立された全法人を対象、年6回開催。

(2) 決算期別説明会

目的 決算期を迎える全法人に対し、税制改正事項等決算手続きの留意点等を説明し、適切な法人税等の申告が行なわれることを目的として実施します。また、e-Taxの普及やキャッシュレス納付利用拡大にとどまらず、税を起点とした業務のDX推進等、税制に関わるテーマについても説明を実施します。

対象 朝霞税務署管内の決算期を迎えた全法人を対象、年6回開催。

(3) 朝霞法人会指定税務講習会

目的 管内の全法人を対象に、税に関連する様々なテーマを取り上げ、税への理解を深めるとともに、正しい税知識を身につけます。講師は朝霞税務署幹部・各部門担当官に依頼します。

対象 会員・非会員、年1回開催。

(4) 青年部会税務研修会

目的 法人税にとらわれることなく、さまざまな税を研修のテーマに取り上げ、税に関する知識を学びます。講師は、関東信越税理士会朝霞支部の税理士等に依頼します。

対象 青年部会員・非会員を対象、年1回開催。

(5) 女性部会税務研修会

目的 法人税にとらわれることなく、さまざまな税を研修のテーマに取り上げ、税に関する知識を学びます。講師は、税理士に依頼します。

対象 女性部会員・非会員を対象、年2回開催。

2. 納税意識の高揚を目的とする事業

(1) 青年部会租税教育活動

目的 朝霞税務署管内の小学6年生を対象として税に関する租税教育を実施します。講師は青年部会員が担当し、国税当局作成の租税教育用グッズを教材として使用するとともに、身近な事例も交えて、税についての大切さを教えます。

対象 朝霞税務署管内の小学6年生 年4回開催。

(2) 税に関する絵はがきコンクール

目的 女性部会が、朝霞税務署管内の小学6年生を対象とした租税教育活動として実施します。「税の大切さ」、「税の果たす役割」について学び、その知識や感想を絵はがきにすることで、税に対する理解を深めてもらうことを目的に実施し、優れた作品を選び表彰を行います。

対象 朝霞税務署管内の小学6年生、年1回開催。

(3) 女性部会租税教室(親子でタックスツアー)

目的 県南の4法人会(朝霞・浦和・大宮・上尾)の女性部会が合同で各管内の小学生の親子を対象に実施します。税務署担当官が講師となり、租税教育用ビデオを教材として使用するとともに、身近な事例を交えて、税についての大切さを教えます。

対象 各税務署管内の小学生を対象。朝霞法人会の属する南部ブロックは2年に1回開催。

(4) 納税表彰式

目的 朝霞税務署と管内納税協力団体協議会が毎年行う納税表彰式は、各納税協力団体の活動に積極的に取り組み、納税意識の高揚ならびに税知識の普及推進に対し、永年の功労があつた者に朝霞税務署長より表彰状、感謝状が贈られます。納税協力活動の推進者を育成するとともに、広く社会に納税の重要性を周知します。

対象 本会役員含む納税協力団体関係者・租税教育関係者、年1回開催。

(5) 税に関する作文の表彰

目的 朝霞税務署と納税協力団体協議会との共催により、管内の全中学と高校の生徒を対象に税に関する作文を募集します。優れた作品を表彰し、将来を担う若者に、税についての理解と意識啓発の提供を行います。

対象 管内の中学生と高校生、年1回開催。

(6) 税を考える週間行事

目的 毎年11月の税を考える週間の中で、朝霞税務署と管内納税協力団体協議会との共催により、駅前にて、法人会PR用チラシを含む各団体の税の啓発活動グッズを配布します。

対象 一般市民、年1回実施。

(7) 広報紙・看板・ホームページによる税をはじめとする各種情報の発信

目的 広報紙「法人NAVI」は「法人会の活動報告」や「税務署からのお知らせ」を中心に、発行時期に合わせたトピックスを掲載しています。今年度は、年3回の発行を計画しており、会員にとって身近な話題や興味が持てる内容となるよう、紙面の充実を図っていきます。また、ホームページ上に、各種研修会・講習会・地域イベントの開催案内を掲載するとともに、国税局ホームページへのリンクを行い、適宜、税に関する情報、e-Tax情報等を提供します。

対象 会員・非会員、年3回発行。

3. 税制及び税務に関する調査研究並びに提言に関する事業

(1) 税制改正の提言、法人会全国大会

目的 公益財団法人全国法人会総連合においては、毎年、中小企業の租税負担の軽減や適正公平な課税等、中小企業の活性化に資する税制改正に関する提言を行うため、会員からの意見要望を取りまとめて、法人会全国大会で発表後、関係機関等に対し提言活動を行っています。法人会全国大会には、会長、副会長等が参加します。当会は、会長が一般社団法人埼玉県法人会連合会の税制委員長の委嘱を受け、埼玉県下の会員からの意見要望を取りまとめて公益財団法人全国法人会総連合に上申します。また、会長は公益財団法人全国法人会総連合の税制常任

委員の委嘱も受けており、税制改正に関する提言案の策定にも関与しています。

対象 役員・税制委員・会員・非会員

(2) 税制改正に関する提言の関係機関への提出

目的 公益財団法人全国法人会総連合では、決議された税制改正に関する提言を有効なものとするため、国・県・単位会レベルで関係機関等に対し提言活動を行っています。当会においても地元選出の国会議員、各市長に直接持参し提言活動を行います。

対象 地元選出国会議員、朝霞市長、志木市長、和光市長、新座市長

(3) 全国青年の集い

目的 全国の青年経営者が集い、各単位会で活動している租税教育ならびに財政健全化のための健康経営プロジェクト等を主要なテーマとして、情報交換や議論を行い、今後の活動をより充実したものにする目的で開催します。当会からも青年部会長、役員等が参加します。

対象 青年部会長、役員等

(4) 全国女性フォーラム

目的 法人会活動において、女性の視点に立った活動が一層期待されるなか、全国の女性経営者が集い、地域社会貢献活動や税の啓発活動について情報交換や議論を行い、今後の活動をより充実したものにする目的で開催します。当会からも女性部会長、役員等が参加します。

対象 女性部会長、役員等

II 地域の経済社会環境の整備改善等を図るための事業(公益目的事業 2)

1. 地域企業の健全な発展に資する事業

(1) 初級簿記講座

目的 初級簿記講座は新たに経理担当者になった者を対象に、仕訳等基礎的な知識を習得することを目的に開催します。講師は税理士に依頼します。

対象 会員・非会員、年5回開催。

(2) 職場のマナー研修会

目的 社会人として必要な職場のルールや職業人としての自覚を習得させる目的、また、職場内でのコミュニケーション円滑化によりモチベーションアップを図ることを目的に開催します。講師はマナーコンサルタント会社の専門家等に依頼します。

対象 会員・非会員、年1回開催。

(3) 青年部会経営研修会

目的 青年経営者等を対象に経営全般に係わるテーマを選定し、地域企業の健全な発展を目的に開催します。講師は選定したテーマに係わる専門家等に依頼します。

対象 青年部会員・非会員、年1回開催。

(4) 法人会特別講演会

目的 政治経済、社会情勢全般等、経営者にとって関心の高いテーマを選定し、地域企業の健全な発展を目的に開催します。講師は選定したテーマに係わる専門家に依頼します。

対象 会員・非会員、年1～2回開催。

(5) 女性部会特別講演会

目的 女性経営者等を対象に、女性にとって関心の高いテーマを選定し、地域企業の健全な発展を目的に開催します。講師は選定したテーマに係わる専門家に依頼します。

対象 女性部会員・非会員、年1回開催。

(6) ビジネスカフェ

目的 地域企業・社会の健全な発展を目的に、管内の全法人・金融機関・提携生損保・各士業等が参加する異業種交流の場を提供します。参加者各自が進んで交流できるよう、定期的に交流会を開催します。

対象 会員・非会員、1年を通して定期的に開催。

2. 地域社会の健全な発展に貢献する事業

(1) 「新座市民まつり 商工祭」への参加

目的 新座支部では、地域とのつながりの強化を目的とし、友誼団体と連携して、10月開催の「新座市民まつり 商工祭」に参加します。当日は、租税教育醸成のため、税の啓発用ポスターの掲示及び税に関する小冊子の無料配布等、様々な情報発信を通じて法人会のPRを行います。

対象 会員・非会員、年1回開催

(2) 「日本赤十字社の献血協力」の実施

目的 和光支部では、長年にわたり、日本赤十字社への献血協力活動を実施しており、9月に多くの協力者による献血を行っています。当日は、献血協力者に対して、生玉子やボックスティッシュに加え、税の啓発用小冊子を無料配布します。

対象 会員・非会員、年1回開催。

(3)「黒目川花まつり」と「朝霞市民まつり」への参加

目的 朝霞支部では、地域の発展・活性化を目的に、地域社会貢献活動に取り組んでいるNPO法人や各種団体の活動に参加協力します。黒目川花まつりは3月下旬～4月上旬、朝霞市民まつりは8月に行う予定です。黒目川花まつりと朝霞市民まつりでは、法人会ブースを設けて参加し、法人会のゴミ袋、税の啓発用小冊子等を無料配布して法人会のPRを行います。

対象 会員・非会員、各々年1回開催。

(4)「川と街をきれいにする運動」と「コミュニティ協議会実施事業」への参加

目的 志木支部では、地域の発展・活性化を目的として地域社会貢献活動に取り組んでいる「志木市 川と街をきれいにする運動推進協議会」に協力し、春と秋の年2回、市内を流れる川の清掃に参加協力します。当日は、税の啓発用小冊子、子供向けの文具グッズを無料配布して法人会のPR活動を行います。また、「志木市コミュニティ協議会にぎわい創出委員会」のメンバーとして、さくらフェスタ事業等、いろは親水公園右岸除草作業と植栽活動にも年間を通じて参加協力します。

対象 会員・非会員、年 複数回 開催。

(5)「さいたま緑のトラスト運動」への参加

目的 埼玉の優れた自然や貴重な歴史的環境を、県民共有の財産として末長く保存するという主旨に賛同、本会では緑のトラスト基金への募金を呼びかけ、寄付を行います。

対象 会員・非会員

(6)「エコキャップ・使用済み切手」の回収

目的 ペットボトルのキャップを分別回収することで、リサイクルの促進、CO2の削減、売却益での発展途上国への医療支援、障害者・高齢者の雇用促進の4つの目的で女性部会が実施します。また、使用済み切手の回収も実施します。

対象 会員・非会員

Ⅲ 会員のための福利厚生事業(収益事業 1)

1. 会員のための福利厚生等に資する事業

法人会は会員のための福利厚生を充実するため、提携生損保3社(大同生命保険株式会社、AIG損害保険株式会社、アフラック生命保険株式会社)と推進協力を行い、「1社でも多くの会員企業を守りたい」という福利厚生制度創設時の理念のもと、広く会員企業への普及促進を行っており、令和7年度についても、加入企業と新規契約数の拡大を図って参ります。

提携生損保3社の保険商品について、普及推進による事務手数料収入は、全法連から公益目的事業助成金として法人会に配布されますので、事務手数料増加の観点からも普及促進に取り組んでいます。

(1) 経営者大型保障制度の普及推進

目的 経営者や従業員が在職中に病気や事故により、死亡や入院などの事態に遭った場合に、企業を守り、事業が滞りなく継続できるよう、生命保険と損害保険がセットになった法人会独自の制度であり、会員企業の福利厚生制度の充実と経営安定化のため普及推進に努めます。あわせて、法人会会員から、未加入の企業経営者を紹介され、同制度に加入した場合に、その収益の一部を社会貢献に役立てる取り組みである、「ビッグハート・ネットワーク」を継続実施します。

対象 会員ならびにその従業員

(2) ビジネスガード重点推進商品の普及推進

目的 企業の様々なリスクをサポートする保険であり、政府労災保険の上乗せ補償の「ハイパー任意労災」、災害に備える「プロパティガード(企業財産保険)」、「企業地震保険」、地震休業サポートの「地休力」、個人情報情報の漏えい事故対策の「情報漏えいガード」、自動車保険「ビジネスガードAUTO」、経営者の賠償責任に備える「マネジメントリスクプロテクション保険」等の各種保険について、リスクに備え経営の安定化を図るため、会員企業への普及推進を行います。

対象 会員ならびにその従業員

(3) がん保険制度の普及推進

目的 法人会会員企業で働く個人を対象に、進歩するがん治療やがんと向き合う生活も見据え、幅広くがんに備える「がん保険」を中心に、病気・ケガ・介護等のリスクに備える「医療保険」、「就労所得保障保険」、「介護保険」、将来に向けた保障の備えを行なう「ツミタス」等があり、福利厚生制度の充実を図るため会員企業への普及推進を行います。

対象 会員ならびにその従業員

(4) 中小企業向け貸倒保証制度(取引信用保険)の普及推進

目的 法人会会員企業向けの貸倒保証制度(取引信用保険)で、引受保険会社は三井住友海上火災保険株式会社です。会員企業の取引先(債務者)の法的整理事由発生等により売上債権が回収できない場合に、会員企業が被る被害の一定部分を保険金でカバーするものであり、会員企業の財務安定化を図るため普及推進を行います。

対象 会員

(5) 生活習慣病健診の普及推進

目的 経営者や従業員の健康管理が図れ、福利厚生制度の充実に繋がることから、普及推進を行っています。健診実施は、一般財団法人全日本労働福祉協会に委託し、これに係る収益を福利厚生事業収益として計上します。

対象 会員ならびにその従業員、年6回実施。

(6) 朝霞優法会の事務受託

目的 法人会会員の中で優良申告法人として税務当局から表敬を受けた会員で組織する任意団体の「朝霞優法会」の会計事務等を法人会事務局が行っており、これに係る収益を受託事業収益として計上します。

IV 会員支援のための親睦・交流等に資する事業(その他の事業 1)

1. 会員支援のための親睦・交流等に資する事業

(1) 新年賀詞交歓会

目的 新年を迎えるに当たり、地域の経営者が集い、情報交換、名刺交換並びに旧交を温めることを目的として開催します。

対象 会員、朝霞・志木・和光・新座支部毎に開催。

(2) 総会懇親会

目的 総会懇親会を通じて4支部の情報交換を行うとともに会員各自が交流を図ることを目的に開催します。

対象 会員、年1回開催。

(3) 各組織での懇親会

目的 本会の運営に関わる理事会、幹部会、5者懇談会、福利厚生連絡協議会等に加えて、各支部役員、部会員が交流を図ることを目的に開催します。

対象 各支部役員、部会員

(4) 各組織での親睦研修等事業

目的 各支部・部会員の交流を図ることを目的に開催します。親睦研修は日帰り・または1泊2日の日程で支部・部会で開催します。

対象 各支部会員、部会員、非会員

(5) 表彰事業

目的 本会運営に貢献した理事の退任、また各種表彰を受けた場合、また会員増強運動の功労者等への表彰、福利厚生事業推進者への表彰等を理事会、並びに総会の終了後に実施します。

対象 社団理事、会員、地元金融機関、提携生損保、職員等